

# かもがわ

# 迎 考

## 非常事態と民主主義

★ 背後に山を控えた海沿いの町の小学校が、ある日の午後大地震に見舞われたとします。生徒達は悲鳴をあげて教室から我先に校庭に飛び出して大混乱です。振り返ると、校舎は倒壊を免れたものの傾いて今にも倒れそうな状態でした。授業を続けることができな

ないので生徒を帰宅させるにしても、普段と同じように帰すわけにはいきません。迎えに来た保護者に引き渡すのが最善ですが、迎えに来ることが出来る保護者は多くありません。それに保護者が迎えに来る時間はいくらでも待たせておけばいいから、保護者が迎えに来るのを待つのか、待つにしてもいつまで待つのか、先生方は校長を囲んで相談をしました。生徒を保護者に引き渡すまでは、生徒の安全確保が学校の責任であることは分かっています。校長は、学校のとるべき方法について先生達がいろいろな意見を言うのを辛抱強く聞いていました。しかし意見は一向にまとまらず時間が経つばかりです。

津波が小学校を襲ったのはそのすぐ後です。校庭にいた生徒や先生の多くが津波の犠牲になりました。助かったのは、一向に結論が出ないのにしびれを切らせた体育の教師が裏山に避難させたその受け持ちの生徒達だけでした。普段から自分勝手な行動をするこの多い体育の教師は、先生達の間では評判が良くなかったのですが、当然の

ことながら、保護者は、体育の教師の果敢な行動を称賛し他の教師も何故同じように行動しなかったのかと非難しました。

★ 物事を決める場合に、三人寄れば文殊の知恵という諺があるように、一人で決めるよりも皆が知恵を出し合った方がより良い結論が得られることが多いでしょう。それだけでなく、一般的に、上から押し付けられてそれに従うよりも、自分達で意見を出し合って対処の仕方を決めた方が納得度の点でも良いと言えます。自己決定権の尊重です。

ただ、平時はそれで良いとしても、大地震のような非常時の場合もそれで良いのかどうかは問題です。対処の仕方について衆議に諮っていいのは時間がかかり過ぎて取り返しの付かないことになる恐れがないとは言えないからです。その意味で非常時には即断即決が実際的です。民主的な手続きの余地は全くないのでしょうか。非常時には時間的余裕がないので、平時に非常時を想定して事前に対処の仕方を衆議に諮って決めておくしかないのかもしれない。勿論、細部にわたることはできないので大枠だけになるのはやむをえないでしょう。その大枠の範囲で、具体的な状況に応じた細部は現場の管理責任者の裁量判断に委ねるわけです。国政レベルで言えば、国会が法律を制定し大枠を定め内閣以下の行政がその枠内

で裁量判断を行うというところででしょうか。

★ 非常時には、行政の裁量が大きく個人の人権保障が一定の範囲で制約されるをえなれないと思われま

す。ここで、何を以て非常時とかが問題となります。単に非日常というだけでは足りません。非常事態の定義が広すぎるとこれが濫用されて人権保障が損なわれる危険があります。その反面、非常事態の要件が狭すぎると行政が非常事態に適宜の対応をすることが難しくなります。人権保障と行政の裁量は相容れない面がありその兼ね合いが重要です。そこで、憲法に非常事態条項を盛り込むという考え方が出てきます。現に、憲法改正論議で、非常事態条項を設けるべきかどうかについて意見が分かれています。非常時における適切な行政を重視するか、その濫用の危険を重視するかです。現行法でも個別の法律に非常事態条項があるので、敢えて憲法に一般的規定を設けるまでの必要がないという意見もあります。難しい問題ですが十分な議論がされているとは言えない現状です。現実に大災害が起こってみたいとこの憲法改正論議の決着は付かないのかもしれない。



弁護士

坂元 和夫  
Kazuo Sakamoto

# 「コロナ禍」の教訓

## コロナ禍があぶりだしたこと

二〇二〇年一月から始まった我が国の新型コロナウイルスの感染者は、二〇二一年十二月一日現在で一七二万八二八三人、死者は一万八三七一人とされています。現在、感染者の状況は落ち着いてはいますが、オミクロン株の拡大が懸念され、第六波の到来の可能性も言われています。

このようなコロナ禍によるパンデミックは、この国のさまざまな問題点をあぶり出しました。

第一には、この国のこれまで採ってきた政策や制度の弱点を明確にしました。これは、休業補償対策、貧困対策、労働政策、社会保障、教育などのあらゆる面で、弱みや不十分な点に特に集中して被害が発生したことに表れています。

また、第二には、「科学」の重要性です。コロナ対策が、科学的な根拠を欠いたり、科学的な実態を無視して採られたとき、その対策は、全く効果がありません。例えば、初期は、喜劇にすらなっています。例えば、初期のPCR検査のやり方の問題、安倍政権下の「アベノマスク」、吉村洋文大阪府知事の「イソジン」発言、また、松井一郎大阪市長の「雨がっぱ」問題など。

そして、第三には、「哲学」「理念」の重要性です。コロナ禍での休業補償を考える場合に、「自粛」や「要請」による制限の立場に

立つのか、「正当な補償」の立場に立つのか、また、ワクチンの接種について、「早期接種」の理念に立つのか、「必要性の高いものから」という理念に立つのか、さらに、より大きな視点からすれば、「新自由主義」の理念に立つのか、「公的責任」の確立の理念に立つのかなどで、対策は大きく分かれてきます。

## 補償の在り方

新型コロナウイルス対策として緊急事態宣言が発せられた場合、新型インフルエンザ等対策特別措置法二四九条九項に基づいて協力要請がなされますが、これは、あくまでも「要請」なので、十分な「補償」はなされません。また、まん延防止等重点措置の場合には、同法三二条の六の一項により、時間短縮要請、あるいは酒類の禁止を要請することになりますが、これも、十分な「補償」がなされません。日本ではこのように曖昧な「協力要請」と「給付金」「助成金」という内容で処理しており、この「持続化給付金」「雇用調整助成金」「休業支援金」なども不十分で、中小企業や小規模事業者はこれでは耐えられず、倒産や廃業に至るところが少なくありません。法で「規制」をする以上、本来は「正当な補償」をなすことが求められています。

また、音楽・演劇などの芸術家やフリー

ランスの人たちの経済的被害は甚大で、これに対して支援は全く不十分で、このままでは文化的創造的な活動が壊滅的な被害を受けることになりかねません。

## 医療、介護、公衆衛生

これまで、政府は、医療費を削減するという政策のもとで、医師数の抑制、病床の削減を進め、特に、感染症病床が削減され、ICU（集中治療室）の病床数は米国の三九%、ドイツの四六%という状況になっています。これが、コロナ禍の中の「医療崩壊」の大きな原因になりました。また、全国の保健所が、一九九二年度の八五二カ所から二〇二〇年度の四六九カ所へと大幅な整理統合がなされたことが、コロナ禍での公衆衛生機能の不全をもたらししていることも明らかです。

さらに、医療保険の診療報酬では、医師、看護師の労働条件の改善、コロナ禍に対応できる報酬体系になっておらず、一時的なその場しのぎの対応に終わっていることも深刻です。

介護、保育、障害者福祉などの施設の経営がもともと危機的な状態にあったこと、さらにこれらの施設の職員の劣悪な労働



弁護士

尾藤 廣喜  
Hiroki Bitoh

条件とこれによる慢性的な人手不足も深刻です。

これらについて、これまで採ってきた政策の根本的転換が必要です。

### 非正規労働者の雇用対策、ジェンダーの在り方、そして障がい者、高齢者

働く場の保障については、アルバイト、パート勤務や派遣で働くなど非正規労働者といわれる人たちが、コロナ禍で、失業したり、給料が少なくなったりして、生活に困窮するケースが急増しています。特に、非正規労働者が多く、しかも、外出制限の影響を受けやすい対人サービスの就業割合の大きい女性の労働者が失業や休業などで生活に困窮する割合が急増しています。

また、障がいを持つ仲間たちの工賃も、もともと少ないうえに、コロナ禍の中で、通所できなくなったり、仕事が少なくなったりして、工賃がますます少なくなっています。また、高齢者や障がいを持つ仲間たちの年金の額も、もともと十分な額ではなく、生活を支える金額になっていませんが、この年金額が、さらに下げられようとしています。

そして、コロナ禍で仲間たちが、休校や作業所に行けなくなった場合、家族の介護がさらに重くのしかかってきています。

### 社会保障の拡充、

#### そして、利用しやすい生活保護制度へ

年金の額はマクロ経済スライドの下で、引き下げられ、障害年金では、等級の認定の厳格化が強行されています。介護保険料、国民健康保険料を払えない人が増え

ています。障がい者福祉の自己負担、医療費の自己負担もますます増えています。年金額の引き上げ、介護保険料・利用料の減免、国民健康保険料の引き下げと減免の拡大がどうしても必要です。

また、生活困窮者対策としては、現在、緊急小口資金、総合支援資金など社協の貸付制度で対応することが中心になっているものを、根本的に変え、生活保護制度をもっと利用しやすい制度にし、かつ、「生活保障制度」に改めることによって、生存権保障の中心に置かなければなりません。

### ワクチン接種の在り方

公衆衛生上の「哲学」がないまま、計画性なく大量接種の方針を打ち上げ、さらに、地域接種だけでなく、職域接種を呼びかけたことにより、必要性の高い人から接種するというルールが崩れ、経済力のある企業、学校などが先を争って申し込み、強者が弱者を押しつけての接種を「競争」する事態となってしまう。ホームレスと言われる人たち、非定住の外国人の人たちは、完全に後回しになりました。この状況は、全世界的に見ると、先進国がワクチンを買ひ占め、発展途上国にワクチンがなかなか回らないという状況と同質の現象であり、これが、次々と新型コロナウイルスの変異株が発生する原因ともなっているとも言われています。

### 富の偏在と不公平税制

二〇一三年から二〇二一年の八年間で、富裕層上位五十人の金融資産は、一〇・九兆円から二七・五兆円と約二・五倍になっています。また、大企業の内部留保は、二〇

〇八年から二〇一八年までの間に、二八三兆円から四四九兆円と約一・六倍になり、その一方で賃金は、同年間に平均四五八万円から四三一万円と、先進国の中では唯一、二七万円もの減となっています。

これに対する税制を見ますと、法人税を見れば、小規模企業の実効負担率が一九・二％、中規模企業のそれが二〇・七％であるのに対し、大企業のそれが一〇・二％と大きく逆転しています。また所得税でも、一億円の収入では税率二八・七％であるものの、その後所得が高くなるにつれて税率は低下し、一〇〇億円超の収入の税率は一七％と逆累進の形になっています。さらに、社会保険料の負担率でも、年収一五〇万円、二〇〇万円の社会保険料率が一六・七％と最も高くなっているのに対して、年収一億円の社会保険料率が一・六％、一〇〇億円以上のそれでは、ほぼ〇％に等しいという結果は、実質的不平等の最たるものでしょう。

大企業優遇税制の是正と富裕税の創設、最高税率の引き上げ、さらに社会保険料の上限の引き上げ、逆累進の税制である消費税の引き下げが必要です。

### 「公の責任」の出番

このように、これまで政府が行ってきた「自助」「共助」中心の施策では、コロナ禍の市民の生活を守ることはできません。今こそ、「公の責任」で、市民のいのちとくらしを支えられるような制度に変えて行かなければなりません。

全ての住民のいのちと暮らしが公平・公正に保障されるという憲法二五条の「哲学」こそが、今求められています。

# 渋沢の時代と民法

## 渋沢歌子と穂積陳重

昨年の大河ドラマの主人公は今度一万円札の肖像となる渋沢栄一でした。幕末から明治の激動期に万民の幸福のための資本主義を作ろうと尽力する姿や歴史の教科書でしか知らない歴史上の人物が登場し、興味深く、我が家では毎週放映を楽しみにしていました。

ある日の放映で渋沢栄一の娘歌子の結婚相手として穂積陳重が登場しました。「えっ！、穂積陳重って、たしか明治民法を作った人だったよなあ」と昔のうろ覚えの知識しかありませんでしたが、そのエライ法律家が渋沢栄一の娘と結婚していたということ、明治時代に作られた民法や穂積陳重に興味があったので、少し調べてみました。

そういえばと、僕の書棚を探すと、穂積重遠の書いた「民法総論」という古い本が埃くさい状態でありました。重遠は陳重の子です。

何やら遠い昔のことが急に身近に感じられてきました。



## 条約改正と民法制定

令和二年四月一日から施行された改正民法は、明治時代に作られた民法を二〇年ぶりに改正したものでした。

それにしても、昨日までは江戸時代における価値観、生活習慣、制度が生きていたものが、開国後日の浅い時期に、それまでとは全く異なる欧州の法制度である民法を作り上げ、適用させた我が国の柔軟性は驚嘆に値することです。

江戸時代にはもちろん民法はありませんでした。明治政府が出来て、民法典を作ることになりましたが、その背景には、幕末に締結させられた不平等条約を改正する条件として、諸外国から民法典の制定を求められていたという事情があったといわれています。

この点について、重遠の「民法総論」には、次の三点が民法制定の動機として挙げられています。

- ① 明治政府の大事業として法律の統一及び刷新が必要とされたこと、
- ② 法律制度の上においても欧州先進国の列に入りたいと熱望されていたこと、
- ③ 条約改正の前提として法制の完備を急いだこと

## 穂積陳重とは

### どういう人物か

穂積陳重は、一八七六年（明治九年）に英独に留学し、一八八一年に帰国し、東京帝国大学法学部講師に就任しています。ドラマでは歌子との見合いの席で、穂積のことを最近まで海外留学をしていた人物と紹介されていますので、帰国後すぐに歌子とお見合いをしたのでしよう。

陳重は、大津事件では大審院長小島惟謙を激励して死刑論を非難したそうです。また、後に出てくる民法典論争において、延期派に与し、旧民法を停止に至らせたともいわれています。

また、陳重の子である重遠も、東京帝国大学助教授時代に一九一二年にドイツに留学し、パリ、ロンドン、アメリカで勉強し、一九一六年に帰国しました。穂積は穏健派で女性の権利拡張にも理解があったといわれています。晩年には最高裁判事にもなりましたが、重罰規定により、親孝行を強制しようとするのは法律の限界を越境する法律万能思想であって、かえって孝行の美徳を害するとの理

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

由から、刑法二〇〇条の尊属殺規定は違憲であるとの意見を主張したそうです。

### 民法制定

明治政府の初代司法卿の江藤新平は、フランス民法を誤訳があっても構わないから、とにかく早く翻訳しろと命じたほど、民法制定を急いだそうです。

そして、一八九〇年(明治二三年)、フランス人学者ポアソナードを中心とする民法起草者はフランス民法を母体に民法を起草しました。ただし、身分法・家族法部分は日本固有の習慣を考慮する必要があるとの理由から日本人委員によって起草されました。

この民法典は、明治二三年三月と一〇月に分けて公布されました。しかし、明治二五年には帝国議会で民法典施行の延期論が起き、断行論と争いが生じ、結局、施行延期法が制定されました。

施行反対論の急先鋒であった陳重の弟の八東は、「民法出でて忠孝亡ぶ」と反対論をぶちました。

その後、明治二六年に勅令により、法典調査会が設置され、穂積陳重は、富井政章、梅謙次郎とともに法典調査会主査となりましたが、穂積、富井は延期派に与し、梅は断行派であったそうです。

そして、ようやく一九八六年(明治二九年)に財産法部分、明治三一年に親族・相続部分に分けて民法典が公布

されました。

### 輸入法律と日本社会

穂積重遠は「民法総論」の中で、民法典が輸入した各種の新制度が大体において我が国民に消化され、我が国民の法律生活がこれによって一新したのは法律学上注目すべき現象であると述べています。

というのも、当時は歴史派と呼ばれる学派が法律は民族精神の発現であるから「成るべきもので造るべきものでない」と主張していたからでした。

穂積は外国法を模範として造られ、国民未知の新制度を含む新法律も理想の制度として国民の生活を指導することもあり得るということを実証したとの感想を述べています。

確かに、鎖国を続けた徳川の江戸幕府から明治政府の時代に変わり、わずか三〇年程度で、財産法分野については、それまで日本には全くなかった資本主義を前提とし、個人の権利義務関係を基調とする西洋流の法律を作り、社会に適用させたのは驚くべき事です。

しかも、国民がそれに順応していったということが驚異です。

### 戦後の民法改正

その後、第二次世界大戦後、日本国憲法が制定され、家(戸主制度)の廃止を中核とする民法改正が行われました。

この時の起草委員の一人が我妻栄教授でした。僕は大学時代の民法の勉強を、我妻栄教授の民法講義という基本書でしました。古めかしい装丁で仮名交じりの、ものすごく読みにくい体裁でしたが、内容は素晴らしいものでした。同教授が口述した民法案内という副読本を読んで民法というものが少しはわかった気がしたものでした。

この時の改正の主眼は家族法分野ではありましたが、民法を貫く総則において重要な改正が行われました。それは民法第一条第二項に信義誠実の原則、同条第三項に権利濫用禁止の規定が設けられたことでした。

正直、戦後の民法でこれらの規定が定められたことは知りませんでしたので、穂積の「民法総論」を開いてみると、確かに「我民法には何等の規定もないが」、権利の性質上、スイス民法が規定するように、明白な権利の濫用は許さぬものと解すべきであると書かれています。また、近時の判例は、この法理によって法律関係を調整しようと試みているとも書いています。

戦前においても、信義誠実の原則や権利濫用の法理が日本において用いられていたということは、この法理は世界万民の人間心理に沿うものであったのでしよう。

今の法律制度と歴史のつながりを感じることができました。

# 本当は高齢者に優しい？IT化

★ 日本老年学会・日本老年医学会の二〇一七年の提言によりますと、現在の日本人については、七五歳以上を高齢者とし、より手厚い医療や介護の施策を行う対象としてよいこと、他方、六五歳から七四歳について、多くは疾患を抱えても自立しているので、その自立度を維持する方向に対策すべきこと、その延長上には、活力ある超高齢社会を描きうることとされています。他方、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行をも契機として、社会全般でIT（インフォメーションテクノロジー）化（デジタル技術を用いて作業・業務の効率化を図る。）が急速かつ広範に進行するようになりました。企業では、更に、IT化を手段として、ビジネスモデルや企業そのものを変革して競争上の優位を目指すというDX（デジタルトランスフォーメーション）化に進もうとしています。高齢者もこのような変わりゆく社会で自立していくためには、まずはIT化に適応していく必要があるといえるでしょう。

★ IT化が進むことは高齢者に厳しい社会になるとか、高齢者はデジタル機器を使いこなせないなどといった議論もあるようですが、その点は最後に触れることとし、社会生活におけるIT化の進展は

むしろ高齢者に優しい環境を作り出せるものとも言えるように思います。私の仕事の例をあげますと、まず、これまで重い紙の裁判記録を鞆一杯にして肩掛けて裁判所、事務所、自宅の各間を運搬していたのですが、六五歳を超えて急激に肩や腕に慢性的な痛みが生ずるようになりました。そこで、厚くなりそうな事件の記録はすべてPDFファイルにし、これをiPadのアプリ内に収納してiPadの持ち歩きで済ませるようにしました。この重さなら更に年をとってもやれそうです。ちなみに、iPadの中には、六法、期日簿その他必要資料も入っていますので、これ一つ持つていくことさえ忘れなければ、忘れ物の心配はありませんし、記憶力が衰えて条文の番号や正確な内容がとっさに出て来なくてもすぐ確認できますので、これも優しいところですね。また、ウェブ会議が普及してきますと、病气やけが更には老化による足の衰えなどで動けない、あるいは動きにくいといった状態になっても、手続を滞りなく進めたり、打合せもできるなど助かります。

★ 一般的などころでは、制度がすっかりしており、ソフトウェアが使いやすくてきていけばということが大前提ですが、オンラインによる申込み、申請といったものは、

何枚もの紙に書かなくて良い、同じことを何度も書かなくて良い、行列に並びに行ったり、電話がつかないまで長時間待たなくて良いといった大きな利便性がありますし、買い物なら、実店舗まで行かなくても品物が配達される、最近では、オンライン診療に始まり最後は処方薬まで配達してくれるといったサービスまであるようです。

★ もとより、IT化にもいろいろ問題はありますが、現実には指摘されている点もIT化そのものの進展を阻むようなものとは感じられません。たとえば、紙や電話といったアナログ的な手段も能力的に十分に使い切れない高齢者が多くおられるわけですが、これはIT化の問題ではありません。パソコンが使えないと言われる高齢者も、スマートフォンは使っているというケースがかなりあると思われ、この層は、講習とアプリの改良で対応できそうです。そして、経済的に機器所有が困難という高齢者には、公的な支援として機器の貸与又は給付プラス講習といった施策をとるにより真に優しいIT化が実現できるものと考えます。



弁護士

鍛田 則仁  
Norihito Kuwata

## BIMと木造建築

★ 毎日、御池通から二条通まで、木屋町通りを通勤しています。上木屋町と呼ばれるこのエリアに、昨春秋、「木屋町のほりビル」という新しいビルが建築されました。見た目は普通の五階建てビルなのですが、実はこのビルは木造であるとのこと。近年、大型木造建築は世界的にも注目されている工法であるらしく、京都でも、二〇一六年に木造四階建てのビル「京都木材会館」がJR二条駅近くに建てられるなど、建築事例が増えているようです。

大型木造建築は、RC造よりも建築コストを抑えられたり、地元の木材を建材にできたりするなど、いわゆる持続可能性という観点から注目されています。また、京都においては、どうしても中高層建築物が建つことにならざるを得ない中において、木材の表情を保った景観の保全に役立つかもしれません。

★ このように近年注目される大型木造建築に関し、林野庁は、昨年三月に国土交通省建築BIM推進会議において、「中高層建築物におけるBIMを活用した木材利用の環境整備」と題した報告を行いました。

BIMとは「Building Information Modeling」の略称で、コンピュータ上に作成した(主に)三次元の形状情報に加え、部屋等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築

するシステムです。現在、建築設計に利用されるのはCADというシステムが主流ですが、CAD図面には属性情報は紐付いていません。これに対し、BIMは、壁・設備などについてモデルで表現して、これに部材は何か、遮音や断熱性能はどうか、壁厚はどうか、といった属性情報を紐付けられるのです。

★ 林野庁の報告では、木造中高層建築物の発注者・設計者・施工者など木材の利用者側からすると、木材調達に関する情報が不足している一方で、木材の生産者・加工者・販売者など素材の供給側としては、木材の発注見込み情報が得られず効率的な生産体制が整備できないという、情報ギャップに起因する課題があることが指摘されています。

同報告では、こうした情報ギャップの解消にBIMが役立つことが期待されています。BIMで活用できる木製の部材のオブジェクトデータを標準化することで調達・加工が可能となる木材に関する情報を設計の初期段階から活用できたり、BIMの属性情報の共有を推進することで中高層建築物に多く用いられる木の部材を想定した加工体制・原木生産・供給体制の整備に役立てたりすることが期待されているのです。また、私見ですが、林野庁の報告内容は、住宅建築市場においてもあてまる要素があるように思われます。建築訴訟の観点からは、BIMが契約内容

や施工内容を把握するため  
の有力な証拠になることが  
予想できます。建築訴訟では、  
施工方法や素材については  
建築図面から判明することは  
多くないため、専門家に実  
際に状況を確認してもらわ  
なければならぬことが  
多々あります(そしてそれが  
往々にして建物への損傷を  
避けられません)。BIMの属性情報が参照  
できれば、状況把握はより容易になりそう  
です。反面、建築業者としては、BIMを利用し  
て契約を締結するにあたっては、今までより  
も詳細な内容につき合意をすることになる  
でしょうから、契約の締結・管理につきより  
精密な取扱いが必要になりそうです。

★ このように、さまざまな役割を担うことが  
期待されるBIMについては、データと建築  
を扱う弁護士としても注目している  
ところでは、昨年、建築情報学会では、「建築都  
市情報データの社会的活用とその条件BE  
YOND BIM」と題したシンポジウムが  
実施されており、BIMのほか、点群データ  
やGISデータの法的規制についても取り  
上げられるなど興味深い議論に接する  
ことができました。引き続きキヤッチアップして  
いきたいと思えます。

弁護士

齋藤 亮介  
Ryosuke Saito

## 大学の講義をお手軽に

私が大学生だった十数年前は、YouTubeを始めとする動画共有サイトは、インディーズ音楽や一般の人のDIYや料理等の手作り動画を楽しむものといった雰囲気がありました。また、当時は音楽や映画の違法アップロード問題も盛んに報道され、ネガティブなイメージもあったように思います。そのような時代を経て、現在では、一流のアスリートやミュージシャンが動画をあげていたり、テレビや映画会社が有料(時には無料で)でコンテンツを公開するなど、主要なメディアの一つとしてすっかり市民権を得たといえるのではないのでしょうか。

そのような中で、教育・文化といった観点からも動画共有サイトは注目されており、近年は、専門学校や高校、大学も自らの研究や教育を公開し広報するための有力なコンテンツとして積極的に活動しているそうです。更に、昨今の新型コロナウイルス拡大の影響により、一気にオンライン講義が普及して一般的なものとなり、そのような講義が動画サイト上に無料で公開されるといったことも増えてきているのです。

私はこれまで、どちらかというとYouTube等で、スポーツ動画や音楽、

ゲーム動画といったいわゆるエンタメ系の動画を楽しむ目的にしか利用をしていませんでした。しかし、昨年のコロナ禍以降、おすすめ動画や人気急上昇動画にこのような大学の講義や教育機関が作成した動画を目にするが増え、それらを試しに視聴してみると、非常に興味深く楽しいものが多いことに気づきました。

教育・文化系の動画は今や数多くありますが、私が特にお薦めするのは、大学等で正規に提供された講義を、その映像や一部講義資料も含め無料で公開されているオープンコースウェア(Open Course Ware)と呼ばれるものです。これは、各大学が自らの動画アカウントで提供しているもので、その大学の一流教授の講義を大学に所属していなくても誰でも無償で受けることができます。また情報の信頼性という観点でも優れているでしょう。

これまででは、所属していない大学の講義を聴くためには、その大学で聴講生になるなどの手続を取って、その上で直接講義を受けに行く必要がありました。そのため、興味はあっても受講までのハードルが高く、敬遠する人もかなりあったのではないのでしょうか。オープンコースウェアは、自宅から任意のタイミングで

時間で講義を聴くことができ、場合によっては一部を飛ばしたり、早送りしたり出来ますし、興味のある分野を探して試しに聞いてみたりすることも簡単に行うことが出来ます。

私の母校の京都大学でも、YouTube上にオープンコースウェアの動画がいくつも公開されていることを最近発見しました。その動画のリストを見ていると、ちょうど大学生の頃に受けた見覚えのある教授による、退職前の最終講義の動画を見つけました。動画は一時間半以上のものでしたが、当時と変わらない語り口の、でも少し歳を重ねた教授が専門分野について分かりやすく講義を行っておられ、懐かしさもあり、時間を忘れて見入ってしまいました。

YouTube等で興味のあるキーワードに続けて、「OCW」と検索すれば、その分野の最先端の教授による講義が無料で受けられるかも知れません。また、私のように、母校のチャンネルがないか探してみるのも面白いと思います。コロナ禍で巣ごもりが続くこの機会に、一度は検索してみることをお薦めします。



弁護士

鋤田 透

Toru Kuwata



## SDGsとは

最近、SDGs(エス・ディー・ジーズ)という言葉をよく耳にします。SDGsとは、「サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ」の略語で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されます。なんとなく言葉は聞いたことがあるかもしれませんが、その内容まではなかなか知らない人も多いのではないのでしょうか。

そもそも、SDGsとは、二〇〇一年に策定されたMDGs(ミレニアム開発目標)の後継として、二〇一五年九月に国連サミットで定められた、二〇三〇年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。貧困、紛争、気候変動、資源枯渇等、地球上で様々な問題が生じており、このままでは人類が安心して地球上で生活できなくなってしまうと。そこで、世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、二〇三〇年までに達成すべき具体的な一七の目標(目標)、一六九のターゲット(解決すべき課題)を作成しました。それがSDGsです。

SDGsにおける一七のゴールをすべてここに記載することはできませんが(SDGsの詳細については、外務省のホームページに記載されています)、その内容は、貧困・飢餓を終わらせる、質の高い教育の提供、不平等をなくす、持続可能な経済成長、安全で強靱な都市や人間居住の実現、

持続可能な生産消費形態の実現、気候変動による影響の軽減、資源の保全等、極めて多岐に渡っています。



## 日本におけるSDGsの達成度

二〇二一年のSDGs達成度ランキングの一位はフィンランドで、上位はヨーロッパの国ばかりです。日本は、一六五カ国中一八位で、近年順位が下がっています。一七のゴールのうち、「④質の高い教育をすべての人に提供する」、「⑨産業と技術革新の基盤をつくる」、「⑩平和と公正な社会をすべての人に提供する」については、達成できているとの評価がなされています。一方で、「⑤ジェンダー平等を実現する」、「⑬気候変動に対する具体的な対策を構じる」、「⑭海洋・海洋資源を保全する」、「⑰グローバル・パートナーシップを活性化する」については、「深刻な課題がある」との評価がなされています。国会における女性議員の割合が少ないこと、男女間の賃金格差、過去最大級の台風や猛暑等、国内においても問題視されている事柄が評価に影響を及ぼしています。



## SDGsへの取り組み

二〇三〇年までにSDGsを達成するために、政府はSDGs推進本部を設置し、SDGsアクションプラン二〇二一という取り組みむべき重点事項の策定、SDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う

「SDGs未来都市」を選定、優れた取り組みを行う企業の表彰等を行っています。

企業も、衣類のリユース、化石燃料の排除等、それぞれが積極的に様々なSDGsに取り組んでいます。企業がSDGsに積極的に取り組み、社会の支持を得、新たなビジネスチャンスを得ることも繋がるのです。他にも自治体、弁護士会や商店街等の様々な団体が各々SDGsに取り組んでいます。しかし、SDGsに取り組む企業は増加しているものの、まだまだ大企業が多く、中小企業のうち、SDGsについて認知すらしていない中小企業は約四九%にもなります。その認知度からすると、SDGsを知らない人がまだまだ大勢いると思われれます。

政府や企業、自治体が積極的にSDGsに取り組むことは重要ですが、何より一人々々が自主的に取り組むことが大切です。エコバックを使う、食べ物を残さない、車を使わずに歩くなど、一人々々の些細な心がけが大きく将来を変えます。子どもたちによりよい世界を残すためにも、改めて、自分にできることは何かを考え、行動していきたいと思えます。

弁護士

NO  
IMAGE渡邊 遥香  
Haruka Watanabe

## かもがわ講座

# 自転車事故が増えています

最近、事務所への相談で、自転車事故が増えています。

その原因としては、

①自転車運転にあたって、ルールを守らなければならないという意識が薄く、信号無視や無理な通行などがもともと多いこと

②コロナ禍で、公共輸送機関を利用せずに、遠距離の通勤、通学などでも自転車を利用する人が増えていること

③自動車と違って、車体を整備しなれば運転しないとの安全確保の意識が低いこと

などの理由が挙げられます。

しかし、自転車運転による事故を軽く見てはいけません。警察庁の統計によれば、二〇二〇年の事故件数は、前年二〇一九年より一割も増加しているようで、場合によっては、自転車事故に匹敵するような大きな事

故になる場合もあります。

例えば、男子小学生(十一歳)が夜間、帰宅途中に自転車で行行中、歩道と車道の区別のない道路を歩行中の女性(六二歳)と正面衝突し、女性が頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となったことで、九、五二一万円を支払いを命じられた事例があります(神戸地方裁判所、二〇一三年七月四日判決)。

このように、事故による損害賠償額は、損害の内容、損害と事故との相当因果関係の有無、過失割合などによって決められるもので、自転車事故であるからといって、低額になることはありません。

したがって、万一の事故で、相手方が死亡したり重度の後遺障害が残ったりすると、損害賠償額が払えないということになりかねませんので、是非とも自転車事故に備えて保険に加入

しておくことをおすすめします。

なお、京都府をはじめ二一の都府県では、自転車事故について保険の加入が義務づけられており、北海道、和歌山県をはじめ一〇道県では、保険の加入に努力することとされていますので、ご注意ください。

ただ、現実に事件を受任して被害者側の代理人として保険会社と交渉しますと、自動車の損害賠償基準よりも減額した賠償額の家を呈示されることが多いのは問題です。本来、自動車事故であるか、自転車事故であるかによって、賠償額が変わるようなことはあり得ないところです。

どうしても、話し合いが難しい場合には、訴訟を提起するなどして、保険会社の対応の変更を求めて行く必要があります。

